

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝関係の推移

牟田俊平

キーワード

国営貿易 琉朝直接通交 倭人 大蔵経

はじめに

古琉球は、琉球が東アジア・東南アジアを舞台に中継貿易を展開し、「万国の津梁」と称するほどに発展した時代であった。この時代、明を中心多くの国と関係を持った琉球であったが、朝鮮との関係は特殊なものであったといえる。

本稿の目的は、一四世紀末から一六世紀初頭にわたって行われた琉球と朝鮮の直接通交に焦点をあて、従来「国営」であると論じられる古琉球の貿易形態を再検討することにも、「国営貿易」の中に琉朝関係を位置付けることである¹⁾。そもそも琉球の貿易が「国営」であると提唱したのは高

良倉吉であった²⁾。高良倉吉は、古琉球辞令書やポルトガル人の証言³⁾から、古琉球の貿易が「国営」の事業であったことを明らかにし、「海外勤務を担うスタッフたちが王を任命権者とする組織の一員であったこと、すなわち王の家来であったこと」や、使用する船は王の所有物であったことを指摘した⁴⁾。

例えば、一六世紀前半にシヤムで琉球人と交流したポルトガル人は、琉球について以下のように証言している。

即ち、彼らの国王は、未婚者とか、子供づれ、財産を持ったものなどがその土地を出ることを許さない。というのは、いかなる者も国外に留まらないように

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝関係の推移（牟田

）
するためである。そして船長には、生きていようと死んでいようと同行した者を連れて帰国することが義務づけられている、と。彼はシャンで死んだレキオ人三人が故国へ戻されるために塩漬けにされているのを目撃したことがある。

当時の琉球人は王の家来として現地に派遣されていた。つまり、現地に居座ることは許されず、もしも現地で死亡した場合は死体を塩漬けにしてまで、琉球に送り返したとされる。このような古琉球辞令書・ポルトガル人の証言から、琉球の貿易は「国営」の事業であったことが指摘されるのである。

しかし、単純に古琉球の貿易形態がすべて「国営」であったかといえ、決してそうとは言えないであろう。例えば古琉球辞令書やポルトガル人の証言からは、琉球と明・東南アジアとの関係は読み取れるものの、日本や朝鮮との関係を読み取ることが出来ない。また、古琉球辞令書やポルトガル人の証言は一六世紀の史料であり、ここから一五世紀以前を論じることが妥当ではない。つまりこれらの史料には、時期的・地域的な限界性があることが指摘できるのである。一五〇〇年を最後に直接通行が断絶した琉朝関係は、従来言われている「国営貿易」の中に単純に位置付けることはできない。これについては、再考の余地が

あるといえる。

さて、近年の古琉球史研究は、海域史という観点から「国営貿易」にとられない民間主導の交流やネットワークを視野に入れた研究が盛んに行われている。本稿では、このような民間主導の交流やネットワークに重点を置きつつ、琉朝関係の位置付けを再検討したい。

一、時期区分の再検討

古琉球における琉朝関係の研究は戦前より行われており、その中でも最も長大なものは東恩納寛惇の研究である^⑧。これは一三八九年の高麗への遣使から、一四八三年の新四郎を使者とする遣使までを対象としており、それぞれの遣使ごとに詳細に検討がなされる。しかしこの研究は、琉球と朝鮮の直接通交のうち、いくつかの遣使を見落としている点、遣使ごとの検討に重点が置かれているため、琉朝関係全体を通しての分析が不十分である点などの問題を指摘できる。

戦後になり、琉朝関係全体を通して年代順に整理し時期区分を行い、その諸時期の特質を論じたのは田中健夫であった^⑨。田中健夫は、琉朝間で直接行われた遣使のうち、二回を除いてすべてが琉球から朝鮮への遣使であったことを

明らかにし、「表面上は琉球側から積極的に行われた交渉であつて、朝鮮側は受身の立場に立つて」いたことを指摘した。^②

田中健夫の行った時期区分は以下の四段階である。一段階は「倭寇中心の時代（一三八九年～一四二三年）」、被虜の送還が両国を結ぶ絆となった時代であつたとする。二段階は「対馬・九州人による通交中継時代（一四二九年～一四六八年）」、対馬・博多の人が琉球使節となつたほか、琉球人がこれらの人間の船を利用して通交した時代であり、名目が被虜の送還から漂流民の送還へと変化した。また大蔵経を請うことも琉球の朝鮮に対する主要な目的となる。三段階は「偽琉球使の通交時代（一四七〇年～一四九四年）」、この時代には琉球国使を偽称する使者が偽文書を持参して通交したが、偽使の持参した貨物には南海産の物資が含まれていたことから、琉球と偽使とが無関係とは言い切れない部分がある。四段階は「直接通交の時代（一五〇〇年の遣使一回のみ）」、この遣使は一度きりであり、中継者や阻害者を排除した直接の通交だったが、船団乗員の中で琉球人の占めた比率は低い。そしてこれが、琉球使節最後の朝鮮訪問となつた。

また田中健夫は、琉朝関係の特徴を以下のようにまとめている。①被虜・漂流民の送還が主要な目的であつたこと。

②朝鮮は南海産の物資を琉球から輸入し、琉球へ仏典・梵鐘を輸出していたこと。③朝鮮は南山王等の亡命者の待避先であつたこと。④博多商人・対馬商人の活動が活発であつたこと。以上の四点である。

さて、近年これらの研究をふまえて橋本雄は、琉朝関係にとどまらず偽使という問題に焦点をあてて、外交権・通交権の所在や、外交主体・通交主体の実像に迫る研究を行った。^③ここで橋本雄は、琉朝関係における偽使について「フレキシブルな偽使体制」という見解を提示する。これは、田中健夫の時期区分の三段階を「偽琉球使の通交時代」として真使・偽使と単純に論じることが妥当ではないとした上で、この時代の偽使には「国書書き替え型」や「完全独自偽作型」などの複数タイプの偽使を想定しなければならぬと指摘している。この「フレキシブルな偽使体制の時代」には、博多商人を主とする勢力が「国家間の符験制契約の機先を制し、自ら符験制を造り上げ」るまでに至つた。しかし、この独自の符験制は合理性や一貫性という点で問題があり、一六世紀前半には崩壊していくこととなる。^④

また橋本雄は、外交文書の様式と偽使の關係について、推測の段階ではあるが「琉球王国本国が朝鮮に向けて出した外交文書とは、一貫して咨文様式」あり、「書契様式」の外交文書は偽書の疑いが濃厚」と指摘する。^⑤

このように、古琉球の琉朝関係については多くの研究が積み重ねられている。しかしこれらの研究は、いずれも琉球と朝鮮の遣使の事例を抜き出して分析することに重点が置かれており、遣使の頻度や遣使が行われなかった時期について十分に考察されているとは言いがたい。そのため、琉朝直接通交の頻度を、遣使が行われなかった時期を含めて、より細かく分析することが必要といえるだろう。

以上のことをふまえて『高麗史』『朝鮮王朝実録』（以下、『実録』）『海東諸国紀』によって製作したリストが、次ページからの「表一 琉朝間直接通交における外交文書様式と被虜・漂流民送還人数」（以下「表一」）である。「表一」は、外交文書様式と被虜・漂流民の送還に注目し、各時期の特徴をより明確にすることを目的としている。

「遣使と外交文書の分類」は、琉球から朝鮮への遣使をその外交文書の様式で分類した。なお、分類の中の「その他」項目は、琉球を名乗る使者であるが朝鮮側が偽使と怪しんだ事例や、琉球国王以外の外交主体からの遣使の事例を指し、「朝↓琉」は朝鮮から琉球への遣使である。それぞれ、□は『高麗史』、○は『実録』、△は『海東諸国紀』に記述されている遣使であることを示している。そして、『実録』『海東諸国紀』双方共に記述がある場合は◎で表記した。「送還刷還人数」は、遣使に伴って朝鮮へ送還された被虜と漂

流民の人数である。「被虜」「漂流」はそれぞれの送還人数を示しており、「刷還」は朝鮮側が連れ帰った人数を示している。

さて、琉球が朝鮮半島へ遣使した最初の事例は『高麗史』に見ることが出来る。初回は、具体的な被虜送還人数について記されていないが、二回目の遣使からは具体的な被虜送還人数が記されており、三七人である。また高麗への外交文書の様式はどちらも表であり、この文書様式は後の琉朝関係において見ることができないものである。

高麗滅亡後にはじめて、琉球が遣使したのは一三九二年のことであり、これ以後一四一〇年の遣使まではほぼすべての遣使で被虜を送還した。なお一四一八年にも遣使を行ったようであるが、船の難破のため送還の有無を確認できない。その後は朝鮮側からの働きかけによって被虜を刷還することはあっても、琉球側から送還した記述は見られなくなり、遣使そのものも断続的となる。

一四五三年以降、琉球からの遣使は爆発的に増えるも、送還される朝鮮人は被虜から漂流民へと変わり、使者も倭人と思われる人物が担うようになる。またこの時から、携える文書様式に書契が含まれるようになり、一四七〇年前後には「琉球国王弟」や「琉球国総守」といった琉球国王を名乗らない貿易主体による遣使が現れる。

表一 琉朝間直接通航における外交文書様式と被虜・漂流民送還人数

年代区分	遣使と外交文書の分類										送還人数(人)		内容		備考	
	表	書	箋	啓	書契	不明	その他	朝一琉	琉一琉	被虜	漂流	刷還	使者名	内容		
第1期	1389	□									?		玉之 金充厚	高麗へ初の遣使。送還人数不明。		
	1390	□									37		玉之	高麗へ最後の遣使。		
	1391															
	1392		○									8	李善	李朝へ初の遣使。		
	1393															
	1394			○								12	不明			
	1395															
	1396															
	1397		○									9	不明			
	1398														亡命中の南山王が死亡。	
	1399															
	1400			○										不明		
	1401															
	1402															
	1403															
1404																
1405																
1406																
1407																
1408																
1409				◎							3	阿乃佳結制				
1410				○							14	模都結制				
1411																
1412																
1413																
1414																
1415																
1416								○			44	李芸	李芸が琉球へ行き、44人を刷還する。			
1417																
1418		◎									?	不明	鞋破の為、送還の有無は不明。			
1419														応永の外寇。		
1420																
1421																
1422																
1423							○						不明	偽使として退けられる。		
1424																
1425																
1426																
1427																
1428																
1429								○					金源珍	朝鮮へ漂流の琉球人14人を送還。		
1430														金源珍還る。琉球国長史梁回から返書。		
1431				◎									夏礼久	対馬の六部次郎も共に来朝。		
1432																
1433														琉球の船匠が朝鮮に招かれる。		
1434																
1435																
1436																
1437								○			6	金源珍				
1438																
1439																
1440																
1441																
1442																
1443																
1444																
1445																
1446																
1447																
1448																
1449																
1450																

□…『高麗史』に記述、○…『朝鮮王朝実録』に記述、△…『海東諸国紀』に記述、◎…『朝鮮王朝実録』『海東諸国紀』共に記述。

年代区分	遣使と外交文書の分類						送還人数（人）			内容		備考		
	表	書	箋	答	書契	不明	その他	朝一琉	被虜	漂流	刷還		使者名	
1451														
1452														
1453				◎						2		道安	漂流民万年ら送還。倭人が使者となる初の例。	
1454														
1455					○					?		道安	送還人数不明。初の大蔵経下賜。	
1456														
1457												道安	道安・信沙也文に護軍職が授けられる。	
1458					○							香羅沙也文		
					○							友仲僧	友仲僧は病死。	
					○							宗久持		
												不明	詳細不明。	
1459						○						而羅酒毛		
						○						不明	詳細不明。この後、衣服の賜与に制限がかかる。	
1460														
1461	○											徳源	漂流民染成ら送還。	
1462												菅須古		
1463														
1464														
1465														
1466						◎						不明		
1467						○						不明	鸚鵡を献上。	
						○						同照	鸚鵡・大鷄を献上。	
1468												古都老	琉球国王弟閑意からの使者。	
												不明	琉球国総守符李金玉からの使者。	
1469						△						不明	琉球国中平田大島平州守等閑意からの使者。	
						○						新右衛門尉平義重	『歴代宝案』のみの記述。詳細不明。	
1470												仁叟和尚	琉球国中平田大島平州守等閑意からの使者。	
1471					○							自端西堂	自ら符験制を提案。	
1472												不明	琉球国喜里主からの使者。	
1473														
1474														
1475														
1476														
1477	○											内原里主		
1478														
1479					○							新時羅	漂流民金非衣ら送還。	
1480												不明	琉球国総守李国円子総安子円長子からの使者。	
					○							敬宗		
1481														
1482														
1483					○							新四郎		
1484														
1485														
1486														
1487														
1488														
1489														
1490														
1491	○											耶次郎		
1492														
1493						○						梵慶		
1494						○						天章	慶尚道觀察使、書契が従来の琉球と違い怪しむ。	
1495														
1496														
1497														
1498														
1499														
1500												梁広	琉朝最後の直接通交。	

□…『高麗史』に記述、○…『朝鮮王朝実録』に記述、△…『海東諸国紀』に記述、◎…『朝鮮王朝実録』『海東諸国紀』共に記述。

一四七七年以降の遣使は書契を携えたものが大半を占める。ここでは一四七九年と一四八〇年の二回に漂流民の送還が行われているが、その他の送還事例を見ることは出来ず、これらの使者も一四九四年を最後に見ることが出来なくなる。一五〇〇年に琉球人梁広が咨文を携えて朝鮮へやってくるが、これが最後の琉球と朝鮮の直接通交となる。

田中健夫は琉球と朝鮮の直接通交が継続した大きな理由として被虜・漂流民の送還を指摘した。¹⁷しかし「表一」をみれば、約一二〇年間も続いた琉朝直接通交の時代に、琉球側から被虜が送還された期間は、一三八九年から一四一〇年の約二〇年間であり、漂流民が送還されたのは一四五三年から一四六一年の約一〇年間と一四七九年・一四八〇年の事例のみである。このことから被虜・漂流民の送還も琉朝関係全体を通しての特徴ではなく、一部の時期の特徴であることがわかる。琉朝関係は、直接通交のあった約一二〇年間の中でも変容しており、改めて再検討する必要があるといえる。そのため、ここでは琉朝関係の時期区分を「表一」をもとに改めて整理していきたい。

「表一」を俯瞰すると、特徴ごとにいくつかの時期に分けることが出来るが、ここでは便宜的に六つに区分することとする。まず、第一期は一三八九年から一四一八年の約三〇年間とする。明への入貢から応永の外寇の頃までを対

象としており、前期倭寇の被害が顕著に見られる最後の時期ともいえる。また琉球国内的にはちようど三山時代と重なっており、また琉球王国に統一政権が樹立していない時期である。第二期については、具体的な年号を定めることが出来ないが、第一期と第三期の間の時期である。被虜などの傷跡を残しつつも、前期倭寇の被害が記録から消えていく時代であり、琉球では尚巴志によって三山の統一がなされた時代である。第三期は、一四五三年から一四六一年までの約一〇年間であり、この時期は明の琉球優遇策が後退しはじめた時期と重なる。¹⁸道安に代表される日本の禅僧や海商が琉朝間を仲介するようになり、朝鮮から琉球へ多くの仏典が齎された。第四期は、一四六六年から一四七二年の七年間である。この間で一〇回もの遣使がなされているが、いずれも「琉球国王弟」「琉球国総守」などが、「琉球国王」ではない遣使である。また、ここでは朝鮮人の送還を確認することが出来ない。第五期は、一四七七年から一四九四年までの期間であり、確認出来る限りで最後の漂流民送還が行われた時期である。とりわけ新時羅新次郎)によって送還された漂流民金非衣の証言は、帰国までの過程が膨大な記録として『実録』の中に残されており、当時の琉球・九州の情勢を詳しく読み取れる史料である。¹⁹そして最後に、田中健夫が四段階目として挙げた一五〇〇

年の遣使一回を第六期とする。この遣使を最後に琉球と朝鮮の直接通交は断絶することとなる。

このような時期区分を考えると、田中健夫が指摘した「表面上は琉球側から積極的に行われた交渉」という評価は多少見直さなくてはならないであろう。確かに、琉朝の直接通交を通して見た場合、圧倒的に琉球からの遣使が多いことは事実である。しかし、琉球側が明から下賜されたジャンク船によって、積極的に朝鮮へ遣使したと思われるのは第一期のみであることがわかる。上述の通り、第二期には琉球側の積極性をみることはできず、第三期以降になれば倭人の介在する形態となる。つまり、三山統一後、倭人が介在する形態を除けば、琉球の統一王権が積極的に自分達の船によって朝鮮へ遣使した形跡は窺えないのである。

以上、琉朝直接通交の時代全体を通しての整理と時期区分の再設定を行った。次からはそれぞれの時代の特徴を追っていくこととする。

二、一五世紀前半の琉朝関係

まずここでは、一四世紀末から一五世紀前半にあたる第一期・第二期について、より細かく検討する。

上述の通り、第一期最大の特徴は被虜の送還である。倭

寇とそれに伴う被虜の送還は、当時の東アジアで共通の国際問題となっていた。²¹ 倭寇被害がある程度収まった後も転売された被虜は東アジア各地に存在しており、朝鮮の場合には西日本各地の現地権力にそれらの送還を要請したのである。こうして西日本各地の現地権力から被虜の送還事例が確認されるようになり、そこから被虜転売の分布は、概ね九州を中心として東限は京都から南限は琉球まで広がっていたことが明らかにされている。²² なお後述する第三期には、前期倭寇の被害の終息に伴って、被虜ではなく漂流民送還の事例が増加する。しかし、被虜と漂流民の扱いについては質的な違いはほとんどないと考えられ、西日本における被虜の送還ルートは、漂流民の送還ルートでもあった。どちらも送還することによって回賜品を入手することができ、それに伴って貿易を行うこともできるため、送還は利益を得るための口実ともなったのである。また、被虜・漂流民を送還することによって回賜品を入手するという形態は一種の奴隷貿易と見なすこともできる。

さて、第一期に行われた被虜の送還は、具体的には一三八九年・一三九〇年に高麗へ、一三九二年・一三九四年・一三九七年・一四〇九年・一四一〇年に李朝へ送られた計七回である。

また第一期の他の特徴は、田中健夫が指摘したように、

当時の朝鮮が南山王の亡命先として機能していたことである。

琉球國中山王察度。遣使奉箋。獻禮物。發還被擄男女十二名。請發回在逃山南王子承察度。其國。世子武寧。亦於 王世子。奉書獻禮物。

〔『実録』太祖三（一三九四）年九月丙午条）

琉球國山南王温沙道。率其屬十五人來。沙道見逐於其國中山王。來寓晋陽。國家歲給衣食。至是。上以失國流離。賜衣服米菽。存恤之。

〔『実録』太祖七（一三九八）年二月癸巳条）

ここからは、中山王察度が朝鮮国王に朝鮮へ亡命している南山王世子の送還を請求した事例と、中山王に追われて朝鮮へ逃亡してきた南山王の事例が確認できる。このような南山と朝鮮の関係が、一四世紀以前から続くものであったかは判断できない。しかし少なくともこの時点で、南山王が朝鮮に亡命し、庇護を受ける関係が構築されていたことは確かである。三山の統一を目指す中山にとって南山と朝鮮との結びつきは解決しなくてはならない課題であつたらう。そのため、中山による被虜の送還は、朝鮮との友好関係を構築するという目的があつたと考えられる。事実、第一期は琉球直接通交のどの時期よりも朝鮮人を送還しており、当時の中山が積極的に朝鮮との関係を結ぼうとした

ことが読み取れる。

しかしこのような姿勢も、三山統一後の琉球からは窺えなくなる。上述の通り、第二期になると朝鮮への遣使は途絶え、琉球側が積極的に朝鮮へ使者を送つた形跡はみられない。とはいえ、依然として琉球国内には多くの朝鮮人が残されていた²³⁾。

結局、第二期に琉球から朝鮮へ遣使が行われたのは、一四三一年の夏礼久を使者とする事例のみである。しかしこの唯一の事例すらも、一四二九年に琉球人漂流民が朝鮮から送還された返礼の使者とみられ、従来の琉球の積極的な姿勢は窺えない。またこの使者は、対馬の六郎次郎の船で朝鮮へ渡っており、はじめて倭人が介在する貿易形態であつた。

ところで第二期になると、琉球からの遣使は減少する代わりに、「民間ベースの海域交流」とも呼べる事例が窺える。村井章介は、古琉球に那覇港へ入る船の中で「外交文書を携えた公的性格の船は、むしろ少数派だったのでないか」と指摘し、「民間ベースの海域交流においては、南蛮とヤマト諸地域、さらに朝鮮までが、琉球をなかだちとして結ばれていた」とする²⁴⁾。この村井章介の指摘は那覇港に入る船を対象としているが、第二期には琉朝間でも、このような外交文書を携えない人々の交流があつたことが読み取れ

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝關係の推移（牟田

るのである。

琉球國船匠進見様小船下司水色。

『実録』世宗一五（一四三三）年七月庚午条

賜六郎次郎米豆共五十石。以請送琉球國船匠也。

『実録』世宗一五（一四三三）年七月癸酉条

この史料は、対馬の六郎次郎によって琉球の船匠が朝鮮へ招かれたことが述べられている。船匠は、後に朝鮮で戦艦作りに協力することとなるが、この人物の移動に際して、琉球の王権から何らかの働きかけがあったことは記されていない。なお、この船匠は後に朝鮮で妻を娶ることとなる。このような公的な使者とは違った形で琉朝の交流は以下の史料からも窺える。

禮曹啓。琉球國。往往来聘。而我國。無通解其文者。

請令中外。搜訪通解琉球國文者。差司譯院訓導。令

倭學生兼習。從之。

『実録』世宗一九（一四三七）年一月癸丑条

朝鮮へ琉球の者がしばしばやってくるが、その言葉を理解するものがない、というものである。「表一」からもわかる通り、この前後には琉球から朝鮮への遣使はないので、ここで述べられている琉球の者とは、公的性格のものではなく、「民間ベースの海域交流」と呼べるものであったと考えられる。またこの史料の後半には、琉球の言葉が

わかる者を見つけ、司訳院の訓導に任命しようとする内容が記されており、朝鮮側もしばしばやってくる琉球人に対して、無関心であったわけではないことが読み取れる。

第二期には、以上のような外交文書を携えない人の移動を読み取ることができ、これらの背景には、平道全や金源珍に代表される倭人のネットワークがあったことが指摘できる。また、ここで史料に記録されている交流には、一六世紀にポルトガル人が証言したような内容、つまり「彼らの国王は、未婚者とか、子供づれ、財産を持ったものなどがその土地を出ることを許さない」という姿勢を読み取ることができない。これらの交流からは、比較的自由に移動が行われ、現地で結婚する事例すらも窺える。また現地で死亡した琉球人についても塩漬けにしてまで琉球に送り返すようなことはせず、現地で葬られている。

以上みてきたように、時期区分の第二期には、外交文書を携えた公的な使者でない「民間ベースの海域交流」ともいえる人の移動が確認できる。こういった記録は、第一期には見ることができないものである。これらはちようど第一期の外交文書を携えた使者が、史料上から確認できなくなるのと入れ替わりで確認できるようになる。これは第二期の特徴といえる。

一四五三年の道安を使者とする事例以後、再び琉球から

の遣使が増えるが、それらの使者はすべて倭人が介在する形態となっていく。これ以後を第三期としているが、この第三期は突然はじまったわけではなく、倭人に外交・貿易を委託する形態は第二期の段階で既に準備されていたと考えられる。つまり第二期は、単純に遣使が減少した時代ととらえるのではなく、公的性格の使者こそ減少するが、「民間ベースの海域交流」は活発化していった時期、つまり第一期から第三期へと変容していく過渡期ととらえた方が妥当である。

一四二三年には、琉球の使者を名乗る者が朝鮮にやってくるが、持参した書契も凶書も琉球のものとう違うことを見破られ、退けられている。これは一五世紀後半の偽使問題と同じものとは言い難いが、それらの原型ととらえることができる。そして上述したように一四三一年の夏礼久の事例は、倭人の船に便乗して朝鮮へ赴いた最初の例であり、第三期以降に何度か見られる同様の形態の前例となったと考えられるのである。

さて、第一期・第二期についてみてきたが、ここまでの時期に限ってまとめると、以下の点を指摘できる。①従来、琉球直接交通は琉球側から積極的に行われたものとされてきた。しかし、第一期と第二期のうちで、積極的に関係を築こうとしたのは第一期の三山時代であり、第二期に

琉球の統一政権が行った遣使は一四三一年の一回のみであった。その遣使ですらも、朝鮮が行った漂流民送還への返礼が目的であったと考えられ、倭人の船に便乗する形態をとるものであった。第二期の琉球の統一政権は、朝鮮への遣使に消極的であったとまでは言い切れないが、遣使状況からみて積極的であったとはいえないのである。②この時期の朝鮮への遣使において「国営」の根拠とされる王の統制力をみることはできない。送られた使者をはじめ、漂流民や倭人に招かれた船匠などから、ポルトガル人の報告にあるような帰国の義務を確認することはできない。むしろ琉球は従来から存在していた「民間ベースの海域交流」を容認する立場であったと考えられる。

三、一五世紀後半の琉朝関係

さて、ここからは一五世紀後半にあたる第三期以降の時期を検討していく。

朝鮮への遣使に積極的とはいえなかった琉球の統一政権が、態度を一変して自発的に朝鮮へ遣使をするようになったのは第三期である。この第三期には、琉球に委託された倭人によって多くの漂流民が送還された。

一四五三年に道安によって二名の朝鮮人漂流民が送還

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝関係の推移（牟田

され、琉球から朝鮮への遣使が再開される。しかし見方を
変えれば、この遣使こそが琉球の統一政権からの初の積極
的な遣使事例であったともいえるだろう。この二名の漂流
民万年と丁祿は後に、送還までの過程を詳細に証言してお
り、具体的な内容は以下のとおりである。^①

万年ら六人は一四五〇年の一二月に漂流し、トカラ列
島に漂着したが、二人は病死した。残りの四人のうち、二
人は薩摩の人が引き取ることとなったが、これは、当時の
トカラ列島の臥蛇島が、「半ば琉球に属し、半ば薩摩に属す」
状態であったからである。残る万年と丁祿は奄美大島にて
奴隸として売られることとなる。そこで万年は中山王に命
首里城内に置かれることとなる。そこで万年は中山王に命
じられ「火筒」を学ぶことになり、その後は盗人を見つけ
た功績によって倉庫番の任務を与えられる。後日、琉球人
に使役させられていた丁祿を買い戻し、三年後、琉球へや
ってきた博多の道安の船に乗せられ、二人は朝鮮へ送還さ
れる。以上が送還までの過程である。

なお、この送還の際に朝鮮に齎された琉球国王の咨文
には以下の方が書かれている。

琉球國中山王。尚金福使道安。來獻方物。其齎來咨
文曰。(略)爲此參照。係干遠人。給恤衣糧外。竊念
卑國。自先祖王。契通貴國。至今多年。本欲遣使。

備船遞送。奈缺諳曉海道之人。

〔実録〕瑞宗元（一四五三）年四月辛亥条

これによると、琉球国王は漂流民を送還したいと望ん
でいたが「海道を諳曉する人」を欠いていたため、果たす
ことができなかったとしている。なお、上述した一四三二
年の夏礼久の齎した咨文にも「能く海道を諳んずるの人」
がいなかったため通交出来なかったと同様の文言が見られ
る。

このように第二期から第三期初頭にかけての琉球には、
朝鮮への海路を知るものがいなかった。つまり、琉球は基
本的に朝鮮へ遣使する需要が無く、一四三一年の事例のよ
うに必要な迫られた場合にのみ、倭人に委託するというス
タンスであったと考えられる。

では、琉球がそれまでの態度を翻し、朝鮮に遣使を再開
した意図はどこにあったのであろうか。従来の研究で指摘
されているように、第三期における琉球の遣使目的の一つ
が、大蔵経の入手であった。ちょうどこの時期、琉球にお
いては仏教が隆盛し、仏典の需要が増大していった。これ
について琉球の正史である『中山世譜』^②には以下のように
記述されている。

景泰年間。一僧至國。諱承琥。字芥隱。日本平安城人也。
王命輔臣。新構三寺。一曰廣嚴（今存）。一曰普門。

一曰天龍（俱今不存）。

令芥隱和尚。爲開山正住持。而輪流居焉。

王受其教。禮待甚優。而國人崇佛重僧。由是。王大喜。

景泰天順間。卜地于各處。多建寺院。并鑄巨鐘。懸于

各寺。朝夕令諸僧。談經說法參禪禮佛。以祈昇平之治。

雖漢明梁武。亦無能出于其右焉。誠此我國佛法之明

君也（即今禁中。或寺廟。所有巨鐘。乃景泰天順間。

尚泰久王所鑄也）。

〔『中山世譜』卷五景泰七（一四五六）年〕

これによれば、一四五〇年代前半に京都五山より禅僧の芥隱が来琉し、当時の中山王尚泰久は三つの寺院を開いた。王は芥隱の教えを受けて、多くの寺社を建立し、その仏教を推進する様は中国の梁武にも勝る「仏法の名君」と称されるほどであったという。

知名定寛は、尚泰久が仏教事業を盛んに行った背景には「芥隱に代表されるような日本禅林界との関係を持つ僧侶の外交手腕に、日本との効率的な交易を期待するという事情」があったのではないかと指摘している。³⁶⁾ そのうえで、対外貿易が重要な財源であった琉球は、王国を安定して運営していくために、多くの外交僧を必要とし、「そのような僧侶の招致・確保・育成の受け皿としての具体策が数多くの寺院建立と梵鐘鑄造であり、それにとまなう仏教興隆

政策だった」と結論付けている。³⁷⁾

さて、道安の証言によれば当時の九州沿岸の治安は悪く、遣使を望む琉球にとってみれば倭人に委託した方がよりリスクを減らして目的を達成できたであろう。このような倭人による治安の悪化は、第二期の夏礼久も「倭人阻隔し」と証言しており、それまでの琉球が積極的に朝鮮へ遣使をしなかった背景には、このような事情があったのと推測できる。第二期において琉球は、リスクを負ってまで朝鮮に遣使するメリットが無かったのである。

また、倭人にしてみても、琉球使節という名目を得て朝鮮へ通交できるというメリットが存在した。琉球と倭人の利害が一致した時、倭人に委託する第三期のような形態が生まれ、それは高良倉吉が指摘するように相互補完的な関係であったといえるであろう。³⁸⁾

この通交の口実として、漂流民の送還は重要な役割を果たした。田中健夫が指摘するように、倭人が使者であったとしても、朝鮮側にとってみれば漂流民を送還してくる限り、積極的にはなれないが無関心でいることもできない状態であったからである。³⁹⁾

しかし、この漂流民送還を口実とする爆発的な遣使の増大は、従来使者に対して朝鮮側が行っていた衣服の下賜にも変化をもたらした。

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝関係の推移（牟田

禮曹啓。倭人來朝者。對馬州人則受職者外。不賜衣服。若深遠處。則雖微者。例皆賜給。然每年來者絡繹。後將難繼。請自今。日本琉球國大内京極畠山山名殿管提源教直使者上副官人外。若船主押物侍奉及諸處使者。一依對馬州例。勿給。從之。

〔実録〕世祖五（一四五九）年（二月壬子条）

この史料は、一四五九年に礼曹が衣服を下賜する対象を制限したいとの内容を上奏して、認められたというものである。具体的には、来朝してくるものがあまりにも多いため「日本・琉球国、大内・京極・畠山・山名殿、管提源教直の使者の上副官人」を除いて、それ以外の、船主や僧といった乗船員には衣服を賜与しないことが決まった。このような下賜対象の制限から、朝鮮側の負担を軽減する意図が推測でき、遣使の増大が朝鮮側にとって負担となっていたことがわかる。こうした制限もあってか、一四六一年の第三期最後の使者は琉球人普須古が務めることとなる⁽⁴⁾。

さて、第四期になると再び琉朝関係が変容する。第一期や第三期と明らかに異なる点として、文書形式がはっきりせず、外交の主体に琉球国王以外の者たちが登場することが指摘できる。さらにこの時期には、琉球からの遣使の場合必ず行われていた被虜・漂流民の送還が一回も行われていない。ここからも、明らかにこれまでと性質の違う遣使

であることがわかる。

一四六八年には「琉球国王弟閔意」からの使者古都老（小太郎）や「琉球国総守将李金玉」からの使者が訪れ、翌年には「琉球国中平田大島平州守等閔意」が訪れる。中でも「閔意（閔意）」はこの後も度々現れ、その都度別の肩書きで遣使を行った⁽⁵⁾。さらに一四七二年には「琉球国喜里主」を称する者からの使者が朝鮮を訪れるが、朝鮮側はこの使者を警戒して接待を行わず、給料を減らすことを決定した⁽⁶⁾。

また上述したように、第四期末から琉朝関係を仲介した倭人たちによって独自の符験制度が作られたことが明らかにされている。橋本雄は、この符験制度を朝鮮側が受け入れた理由を以下のように説明する。「偽の『琉球国王使』の書契―割印制が効果を發揮しえたのは、『倭人海商』の博多商人が当時の東アジア国際慣行を熟知していたからでは」なく、「朝鮮王朝側の交隣原則―書契による交隣―とたまたま合致していたからに過ぎない」とし、この書契による遣使は朝鮮側の華夷意識も満足させるものであったとする⁽⁷⁾。

この独自の符験制度のもと、第五期には、朝鮮への遣使は博多で製作された書契によって行われた。このような倭人の行動は、遣使の当事者であったはずの琉球にとってどのように認識されていたのであろうか。この手がかりとな

るのが、一四七九年に朝鮮へ送還された漂流民金非衣の証言である。¹⁴

金非衣等八人は一四七七年に漂流し、与那国島に辿り着くも船が壊れ五人が溺死した。金非衣含む残り三人は海面を漂っていたところ与那国島の漁船に助けられる。その後半年間与那国島に滞在した彼らは、西表島、波照間島、新城島、黒島、多良間島、伊良部島、宮古島と次々に送られ、最終的に琉球国へ辿り着く。この間、金非衣らはそれぞれの島民と接しており、これらの島の情報を記憶し、送還後に証言している。その証言は、地形や風俗からその島に生息する動物や虫など多岐にわたり、当時の離島の状況を知る基本史料となっている。

金非衣等を朝鮮へ送還するにあたっての琉球国王とのやりとりから、琉球の倭人に対する認識を読み取ることができるといえる。

俺等凡留三朔。語通事請還本國。通事達國王。國王答曰。日本人性惡。不可保。欲遣爾江南。俺等前此問於通事。知日本近。江南遠。故請往日本國。適有日本霸家臺人新伊四郎等。以商販來到。請于國王曰。我國與朝鮮通好。願率此人。保護還歸。國王許之。且曰。在途備加撫恤。領回。

〔『実録』成宗一〇（一四七九）年六月乙未条〕

史苑（第七三卷第一号）

これによれば、金非衣等が朝鮮への帰国を望んだところ、琉球国王は日本の人は「性悪」であるため、倭人に送還を請け負わず中国経由で送還したいと述べた。この国王が望んだ中国経由での送還ルートは一六世紀以降にみられる送還ルートであると考えられる。結局金非衣等は、中国経由のルートが九州を北上するルートよりも遠回りであることを事前に通事から知らされており、九州のルートを望んだ。そして結果的に琉球へやって来た博多の海商に託して朝鮮へ送還することとなったのである。

この事例から指摘できることとして、一つ目は九州ルートで送還する場合は倭人に委託することが前提となっており、琉球が自ら船を出して送還しようとしていることは読み取れないということがある。そして二つ目は、倭人に委託することを望まなかった琉球国王ではあるが、送還することとなった倭人に対しては、道中の漂流民の安全に注意するように命令し、送還を委託された倭人もその命令を遵守していることである。海商は、漂流民の体調が悪い場合には介抱し、排泄時には彼らが船から落ちないように気を配っている。¹⁵ 須田牧子は、「朝鮮漂流民は『琉球国王使』という通常よりも有利な形で、朝鮮に通交するための大事な道具であり、死なれでもしたらチャンス逸することになる」という事情が、結果的に漂流民が無事に送還された

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝關係の推移（牟田

要因の一つであったと指摘する。⁶⁶⁾

以上の事から、第五期において琉球国王は、漂流民を倭人に託して朝鮮へ送還することに対して否定的であった。金非衣の事例からみるかぎり、送還を願ひ出たのは倭人側であり、第五期において行われた二回の送還事例は、第一期・第三期の送還とは異なり、琉球国王が望むものではなかったと考えられる。むしろ中国を経由してでも、従来の九州を北上するルートを避けようとしている姿勢が読み取れるのである。

以上、第三期以降一五世紀後半について述べてきた。第二期にはじめて行われた倭人が介在する遣使は、第三期になると琉朝關係の基本的な形態へと変容していった。しかしその結果、偽使という問題を引き起こし、一五世紀末には倭人に対する不信感を増大させる結果となる。

四、直接通航の断絶とその後の關係

最後に、第六期の遣使と直接通航の断絶について検討し、琉朝直接通航全体を通しての推移についてまとめていきたい。

一五〇〇年に朝鮮へ訪れた梁広が、結果として琉朝直接通航最後の使者となる。これに関しての記述は以下のとお

りである。

禮曹啓。琉球國使臣初到浦。言。一船三百五十人。二船七十人。三船三十人。柴水船二十人。合四百七十人。而本國人則上副官人並伴從人二十二人而已。今接待者三船。而每一船只待四十。

〔実録〕燕山君七（一五〇一）年正月己未条

これによれば、この使節の大半は倭人であり、琉球人は正・副使を除くとわずか二二人のみであったが、四〇年ぶりの咨文を携えた使者であった。この使者が携えた咨文の内容は、以下の通りである。

琉球國使臣肅拜。其國王書云。琉球國中山王尚眞謹啓朝鮮國王殿下。伏以。推誠結信。天理之共由。敵血要盟。人心之獨得。第見貴國仁恩廣被。德化彌弘。是以。自先祖因建天禪寺。謂無經傳。特差正使普須古。副使蔡環等。齎捧咨文。禮物。詣前求請大藏尊經全部。到國外。每欲遣使。梯山航海前來。乃不諳水路阻隔。鱗鴻久曠。莫能詣前。近來鼎建興國禪寺。思無經典。想懷之間。有日本客商船一隻到國。仍特遣正使梁廣。副使梁椿等。謹齎咨文并禮物。順搭前捧獻。求請大藏尊經全部。萬望賢王。啓山海之量。納涓杓之誠。乞賜到國開諷。永鎮國家。無任瞻仰之至。

〔実録〕燕山君六（一五〇〇）年一月丁卯条

まず一四六一年の普須古等による遣使を引き合いに出し、その後近年琉球で興国禪寺を建造したが、經典が無いため再び大蔵經を請求する、というものであった。なお、今まで遣使できなかった理由については相変わらず「水路を語んぜず」とのことで従来の遣使と変わらない。

ここで問題となるのは、一五〇〇年の大蔵經請求について四〇年も前の一四六一年の事例が引き合いに出されていることである。確かに一四六一年の事例は、今回のケースとよく似たものであり、その時は天界寺を建造したが經典が無いため大蔵經を乞う、というものであった。しかし、琉球側が大蔵經を請求して入手に成功した事例は、より近い時代にも確認できる。例えば一四六七年の事例がそうであり、こちらを引き合いに出さなかったことは疑問である。

一四六七年には三月と七月に二件の遣使が確認できるが、どちらも記録の内容が極端に少なく詳細は不明である。特徴的なのは、どちらの遣使においても朝鮮国王へ鸚鵡が献上されたことであり、この二つの記述は、同一の遣使を指している可能性も考えられる。この遣使について『中山世譜』には以下のように記されている。

王遣使。往朝鮮。呈進鸚鵡孔雀等物。使者回日。朝鮮王李瑒。仍以方冊蔵經。亦托使者。帶回進王。王大喜。以爲護國之寶。

史苑(第七三卷第一号)

『中山世譜』卷五成化三(一四六七)年)

これによれば、一四六七年に琉球は朝鮮へ鸚鵡と孔雀を献上し、大蔵經を手に入れ、「護国の宝」としたとされる。つまり、一四六七年の段階でも大蔵經の入手には成功していた。それにもかかわらず、一五〇〇年の遣使では一四六一年の事例を引き合いに出したということは、これらの遣使が従来の倭人に委託する形態ではなく、琉球人が使者を担当したという意味で、他の遣使とは区別すべき特殊なものであったと考えられる。

さて、この一五〇〇年の遣使を最後に、琉朝の直接通交は断絶することとなるが、次に直接通交断絶後について僅かではあるが検討する。

第五期に行われた漂流民金非衣の送還の事例から、一四七九年の時点で琉球国王が倭人を信用しておらず、中国を経由しての朝鮮人送還を望んでいたことはすでに述べた。ここでは反対に、朝鮮側から琉球へ送還される事例から、琉朝間に介在する倭人に対して朝鮮側がどのような認識を示していたのかを明らかにしたい。

直接通交断絶後の一五三〇年、朝鮮に琉球人が漂着したが、彼らを送還するにあたって二つの問題が発生する。一つ目の問題は、漂流民の話す言葉が通じなかったことである。倭漢学通事や濟州から連れて来た人に通訳をさせるも、

完全に理解する人がおらず片言でのやりとりとなつてしまふ。結局、一五〇〇年の梁広の時のように通訳を倭人に依頼するも、漂流民が離島の出身ということもあり、やはり言葉が通じなかつた。

これによつて二つ目の問題が発生する。それは、漂流民の送還をどのような形で行うか意見が分かれたということである。礼曹は、漂流民を中国に連れて行き、そこで琉球使節に引き渡す形での送還を提案するが、それについて朝鮮国王は、言葉が通じない問題と中国で琉球使節に出会えない可能性を危惧して、議政府と礼曹に検討することを命じる。この議論の末、前例のないことはするべきではないとの意見が受け入れられ、結果的に漂流民は倭人に託して送還することに決定した。しかし、その決定を聞いた漂流民は「中夜痛哭」して悲しんだため、それを受けて朝鮮国王は決定を翻し、中国經由での送還を行うこととなつた。

これらの議論からは、いかに確実に漂流民を琉球へ送還するか、という論点を読み取れる。朝鮮国王は中国へ連れて行つても確実性が無いという点から倭人に委託することを提案するが、礼曹は倭人に委託すれば「欺罔の事」が有る可能性を指摘し、中国經由での送還を提案する。「欺罔の事」とは、漂流民を倭人に委託する際に、倭人が朝鮮へ見返りとして求請する品物が非常に多いうえ、漂流民を確

実に送還するかがわからず、見返りを持ち逃げされるだけなのではないか、という疑念である。このように礼曹が疑うのには理由が有り、それも議論の中で述べられている。それによれば、これより以前に琉球の漂流民を倭人に託して送還したが、その返しに琉球から届いた書契が従来のもので大きく違つていた。ここから礼曹は、倭人による書契の偽造を疑い、そのために漂流民が琉球へ送還されなかつた可能性を指摘したのである。

これらの事例から、この時点で礼曹は倭人を信用していいないことが読み取れる。また議政府にしても、前例がないことから倭人に託すことを提案しているのであつて、前例が存在するのであれば、中国經由での送還も問題ないという姿勢を読み取れる。現にこの漂流民送還以後は、すべて中国經由で送還が行われており、信用ならない倭人に委託する形態はとらなくなるのである。

また、一四七九年の金非衣を朝鮮へ送還する段階で、琉球国王は日本人が「性悪」のため委託するべきではないとの認識を示していたが、今回のケースでは、琉球の漂流民が倭人に委託されることを「中夜痛哭」するほど悲しんだとのことである。少なくとも一五世紀末〜一六世紀初頭の段階では、琉朝共に倭人に対する不信感を持つていたことを確認することができる。

ここまでみてきたように、一五世紀後半の倭人が使者となる時代を経て、一六世紀初頭には琉球と朝鮮の関係は中国に於いて行われるようになる。つまり一六世紀初頭以降、中国へ向かう琉球の使節の役割は、朝鮮との関係も含んだものへと変容していった。

従来、琉球の貿易が「国営」であるとされてきた根拠である辞令書もこの頃から発給されるようになる。よって、中国へ向かう船のスタッフが国王の名のもとに任命されている事例は、同時に朝鮮との関係を担う人物が国王の名のもとに任命されているという意味にもなるのである。

これまで挙げた琉朝直接交通の時代の事例は、「国営」といい難い部分があったことは事実である。むしろ一六世紀に入って、直接交通断絶後に琉朝関係も「国営」となったのではないだろうか。これは、朝鮮との関係を中国経由で行うようになり、それまで琉朝間に介在していた倭人が排除された結果もたらされたものであるといえる。

以上、一四世紀末からはじまる琉朝直接交通とその推移について述べてきた。最後に琉朝関係は従来いわれている「国営貿易」にどのように位置付くのかをまとめたい。

朝鮮との外交に積極的ではなかった琉球の統一政権が、態度を一変し遣使を行うようになったのは一四五三年のことであった。その理由は、琉球国内における仏教の隆盛と、

それに伴う仏典の需要の高まりであったといえる。琉球は、第二期の間には既に準備されていた「民間ベースの海域交流」に便乗する形で、朝鮮へ遣使を行うようになる。それらの遣使はすべて倭人の船を使用し、その使者の大半は倭人であった。漂流民の送還を名目とする遣使であったが、琉球側は倭人に託した漂流民が無事に朝鮮に届いたかを知る術が無かったようである。このような、送還が無事に行われたかわからない体制は、琉球の倭人に対する不信感を招く一因になったといえる。

第三期、爆発的に遣使を行った琉球であったが、大蔵経入手後の第四期になると遣使の数は疎らになる。その代わりに現れたものが、「琉球国王」以外の主体を名乗る偽使であった。橋本雄は、この期間に「琉球人主体の真使と鉢合わせにならなかつたことは不思議である」として、「当時、琉球国王自身は、朝鮮市場にあまり期待・関心を寄せていなかったと推測」している⁵⁰。しかし「表一」からも明らかのように、「当時」に限らず統一政権樹立後の琉球は、基本的に朝鮮への遣使に積極的ではなかつた。積極的になつたのは第三期のみであり、その目的であつた大蔵経の入手が成つた段階では、積極的に遣使を行う理由が再び無くなつたと考えられる。

一四七九年の段階では、金非衣の送還事例からも明らか

なように、琉球国王は倭人への不信任を表し、中国經由での送還を提案するに至る。同様の不信任は数十年後の朝鮮側の議論からも読み取ることができ、その後は中国を経由した関係が構築される。

こう考えれば、早い段階から琉朝関係が倭人の介入によって変質した、という従来の認識は少々見直さなければならぬであろう。むしろ、三山時代を除けば、倭人が介在した直接通航こそが琉朝関係の基本的なものであったといえる。一六世紀、その倭人を排除した中国經由のルートが生まれたことよって従来の「国営」といわれる体制が琉朝関係においても構築されたのである。

ところで、冒頭に挙げたポルトガル人の証言には、一六世紀に琉球へやってきたポルトガル人が上陸を許されず、商品と代金の交換のみ行い退去させられたというものがあ

る。また、このようなことも起った。彼と一緒にそこにいた中の、ポルトガル人二人がチナ沿岸で商売しようとして一隻のジャンクで向かったが、彼らは暴風雨にあつてレキオスのある島へ漂着した。そこで彼らはその島々の国王から手厚いもてなしを受けた。それは、シャンで交際したことがある友人たちのとりなしによるものであつた。彼らは食料を提供され立ち

去った。これらの人々が礼儀正しきや富を目撃したことから、他のポルトガル商人たちもチナのジャンクに乗って再びそこへ行った。彼らはチナ沿岸を東に航海し、さきの島へ着いたが、今回は上陸を許さず、持参した商品とその値段の覚書を提出すべきこと、及び代金は直ちに支払われることが申し渡された。ポルトガル人たちはそのとおり提供したので、支払いをすべて銀で受け取り、食料を与えられ、退去を命ぜられた。

ポルトガル人であるからこうなつたのかは不明であるが、それまでの時代の史料に見られる、自由に船が往来し、港の周辺では様々な商人が店を出している様子とは明らかに異なっている。

「国営貿易」にあるような、船は王の所有物であり、使者はすべて王の家来であるといった体制を構築するには、それらを統制できるだけの力が必要になる。自国民を他国へ流出しないような体制を造り上げることや、従来の倭人のような帰属意識が希薄なものをどうコントロールするかは琉球の重要な課題であつたであろう。ポルトガル人の証言からは、一六世紀以降それらを統制するために、琉球なりの「海禁政策」を行つたということも考えられる。これについては尙真による中央集権化といった国内的な動向と

合わせて検討していく必要があるだろうが、本稿では果たせなかったため今後の課題としたい。

おわりに

以上、琉朝直接通交の時代に焦点を当て、その関係の形成・変容・断絶といった推移について検討してきた。最後に本論文で明らかになった点と残る課題についてまとめらる。

明らかにになった点として第一に、三山統一後の琉球の王権は一度として明から下賜されたジャンク船によって朝鮮に赴くことはなかったと思われること。それどころか第三期を除くと、積極的に朝鮮へ連続的な遣使をした形跡を見ることが出来ない。ただその場合でも、第六期の遣使に代表される、必要に迫られた際の例外的な遣使は存在している。琉球が遣使に積極的ではなかった背景には、琉朝間航路の治安の悪化があったと考えられる。朝鮮へ齎される咨文には、倭人による阻隔が記されており、この危険を冒してまで遣使を行うメリットが無かったのであろう。

第二に、琉球の統一政権が第三期になってはじめて積極的な遣使を行ったこと。当時の琉球における大蔵経の需要の高まりは、従来遣使に積極的でなかった琉球を動かすほどのものであったといえる。また、被虜・漂流民の送還は

琉球が遣使に積極的な時期に見られる特徴であることが指摘できる。

第三に、琉朝直接通交の時代において、従来の「国営貿易」に見られる王の統制力は確認できないこと。この時代の琉球は「民間ベースの海域交流」に便乗する形で、琉朝関係を構築したといえる。倭人に委託する遣使はそれを表しているといえるが、その形態はやがて倭人への不信感を生む。その結果、倭人を排除した中国経由の琉朝関係が構築される。ここに至って、はじめて琉朝関係は従来の「国営貿易」の形態をとるようになったのではないだろうかと思える。

なお本稿は、琉朝直接通交の時代の検討のみで終わってしまったため、多くの課題を残しているといえる。この時代の軸ともいえる明との関係や、その他東南アジア諸国との関係についての考察は行っておらず、それと琉朝関係の関連性を明らかにすることは課題である。今回焦点をあてた古琉球の琉朝関係においても、「倭寇的状况」を経て近世に至る時期は検討の外になってしまっているため今後の課題としたい。

註

- (1) 豊見山和行「琉球列島の海域史研究へむけて」、研究代表者 村井章介『八一—七世紀東アジア地域における人・物・情報の交流—海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に—(下)』(『科研報告書』東京大学大学院人文社会学系、二〇〇四年)は、一四世紀から一六世紀において琉球王国が朝鮮半島・日本・中国と東南アジア諸国・諸地域と展開した中継貿易の特徴を以下のようにまとめている。① 国営貿易であること。つまり琉球(首里)王府の官人らが貿易主体であり、私的な商人による交易活動ではない。② 対東南アジア交易の主要産品は、中国製貿易陶磁であり、その貿易陶磁の痕跡は、琉球列島各地の主要なグスクから出土していること。③ 琉球は、その貿易陶磁の流通路の一結節点であったこと。以上の三点である。
- (2) 高良倉吉『新版 琉球の時代』(ひるぎ社、一九八九年)。同『琉球王国』(岩波書店、一九九三年)。同『アジアのなかの琉球王国』(吉川弘文館、一九九八年)。
- (3) 古琉球辞令書については、橋本雄「古琉球『辞令詔書』(辞令書)全文テキストデータベース」、前掲『八一—七世紀東アジア地域における人・物・情報の交流—海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に—(下)』にまとめられている。高良倉吉が根拠とした辞令書は一五二三年の叙任型辞令書と一五四一年の叙任型辞令書である。またポルトガル人の証言とは、一五四二年一月メキシコからアジアへ向けて出港したビリャロボス艦隊の一員であるエスカランテが、テイドレ島滞在中にデイエゴ・デ・フレイタスから聞いた情報のことである。これは、岸野久『西欧人

の日本発見—ザビエル来日前日本情報の研究—』(吉川弘文館、一九八九年)に収められている。

- (4) 前掲『アジアのなかの琉球王国』一三〇頁。
- (5) 以下の証言は、前掲『西欧人の日本発見』から。
- (6) 現在残されている古琉球辞令書に朝鮮行きスタッフを任命する叙任型辞令書は存在していない。また、高良倉吉は、前掲『アジアのなかの琉球王国』二二〇—二二六頁で、「万国津梁の鐘」が国営の象徴であり、それを裏付ける史料として古琉球辞令書を挙げてゐる。しかし、「万国津梁の鐘」が铸造された時期と古琉球辞令書が発給された時期は半世紀以上も離れており、裏付けとして使用することは妥当ではないといえるだろう。
- (7) 近年では、上里隆史『海の王国・琉球「海域アジア」屈指の交易国家の実像』(洋泉社、二〇一二年)や村井章介「古琉球をめぐる冊封関係と海域交流」、村井章介・三谷博編『琉球からみた世界史』(山川出版社、二〇一二年)などが挙げられる。
- (8) 東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』(帝国教育会出版部、一九四一年)。
- (9) 田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五年)。
- (10) 前掲『中世対外関係史』二九二頁。なお、直後の時期区分と特徴についても、同書二九二—二九四頁。
- (11) 橋本雄『中世日本の国際関係』(吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (12) 前掲『中世日本の国際関係』一〇八頁。
- (13) 前掲『中世日本の国際関係』九八頁。
- (14) 『高麗史』『実録』『海東諸国紀』はそれぞれ、国書刊行会

編『高麗史全三卷』（一九〇八一—一九〇九年）、申叔舟（田中健夫訳注）『海東諸国紀—朝鮮人の見た中世の日本と琉球—』（岩波書店、一九九一年）、大韓民国文教部国史編纂委員会編『朝鮮王朝実録全四九卷』（一九八六年）を使用した。なお、同一の遣使と考えられる事例や偽使と思われるものもあるが、便宜的に「表一」では一回の記述につき一回とカウントした。

(15) 『高麗史』の卷一三七辛昌元（一三三八）年八月条と卷四五恭讓王二（一三九〇）年八月条にそれぞれ記述がある。第一回目の遣使については、「琉球國中山王察度。遣玉之奉表長稱臣。歸我被倭賊虜掠人口。獻方物」と記されており、具体的な送還人数は不明である。

(16) 『実録』の一四一八年には、同時期に二つの記述がある。一つは世宗即位（一四一八）年八月辛卯条で「琉球國王二男賀通連。遣人致書于左右議政」と記されており、琉球國王の二男からの遣使であった。もう一つは世宗即位（一四一八）年八月戊戌条で「慶尚道觀察使報琉球國遣使來聘。其使人遭風船敗。漂流禮物溺死者七十餘人。存者亦多病傷。來泊閑山島。上命賜衣服。廚傳上送」と記される。琉球からの船が難破したことについての内容である。当時の琉球は、王と世子によって二重に遣使が行われていたことが、安里進「塞官と大型グスクの時代」、『新琉球史古琉球編』（琉球新報社、一九九一年）によって指摘されている。一四一八年にも同様のことが行われていたのならば、琉球國王の船が難破したものと考えられる。

(17) 前掲『中世対外関係史』二九四頁。

(18) 岡本弘道『琉球王国海上交渉史研究』（榕樹書林、

二〇一〇年）によれば、明の琉球優遇策が後退をはじめたのは一五世紀中ごろである。

(19) 『実録』の成宗一〇（一四七九）年六月乙未条に証言すべてが記載されている。

(20) 第二期以降はすべて倭人が介在している。しかし第四期以降になると、極端に記述内容が少ない遣使もあるため、確証を得ることは出来ない。

(21) 倭寇と被虜送還についての記述は、荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）、関周一『中世日朝海域史の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、田中健夫『倭寇と勘合貿易』（至文堂、一九六一年）、同『倭寇海の歴史』（教育社、一九八二年）を参考とした。

(22) 高橋公明「異民族の人身売買—ヒトの流通—」、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅲ海上の道』（東京大学出版会、一九九二年）。

(23) 第一期末の一四一六年に、朝鮮の李芸が琉球へ赴き、転売された朝鮮人を連れ帰った事例からその様子を窺うことが出来る。これについての一連の記述は、『実録』太宗一五（一四一五）年八月己巳条、太宗一六（一四一六）年正月庚申条、太宗一六年七月壬子条。

(24) この遣使に関する記述は、『実録』世宗一三（一四三二）年九月丁卯条、世宗一三（一四三二）年一月庚午など。

(25) 『実録』世宗一三（一四三二）年一〇月丙午条。

(26) 前掲『古琉球をめぐる冊封関係と海域交流』四〇—四一頁。

(27) 平道全や金源珍については、村井章介『境界をまたぐ人びと』（山川出版社、二〇〇六年）に詳しい。

(28) 『実録』世宗一五（一四三三）年閏八月戊辰条。

一四世紀末から一六世紀初頭における琉朝関係の推移（牟田

- (29) 『実録』世宗一一（一四二九）年九月己酉条。
(30) 『実録』世宗五（一四二三）年正月丙戌条。
(31) この証言は、『実録』瑞宗元（一四五三）年五月丁卯条に記載されている。
(32) 『実録』世宗一三（一四三一）年一月庚午条に記載されており、「厥後本國。爲無能諳海道之人。以致疎曠多年」とある。
(33) 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書全五巻』（鳳文書館、一九四〇年）。
(34) 知名定寛『琉球仏教史の研究』（榕樹書林、二〇〇八年）八三頁。
(35) 同右。
(36) 『実録』瑞宗元（一四五三）年五月丁卯条には、「琉球國。與薩摩和好。故博多人。經薩摩往琉球者。未有阻碍。近年以來。不相和睦。盡行擄掠。故却從大洋。迤邐而行。甚爲艱苦。今我等出来時。商船二艘。亦被擄擄」とある。
(37) 『実録』世宗一三（一四三一）年一月庚午条には、「夏禮久等對曰。自我國祖王。父王。相修交好之禮。厥後倭人阻隔。久廢修好」とある。
(38) 前掲『琉球王国』一〇一頁。
(39) 前掲『中世対外関係史』二九四頁。
(40) 『実録』世祖七（一四六一）年二月戊辰条、世祖八（一四六二）年一月辛亥条など。
(41) 一四六八年から一五三三年までの長い間、閑意と称するものからの遣使が続く。これらの使者は、対馬を中心とした海商グループが仕立てた偽使と推測されている。内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の大琉球——東南アジア・

- 朝鮮・中国——（榕樹書林、二〇〇九年）一四二—一四九頁。
(42) 『実録』成宗三（一四七二）年正月甲寅条。
(43) 前掲『中世日本の国際関係』一一〇頁。
(44) 『実録』成宗一〇（一四七九）年六月乙未条。
(45) 『実録』成宗一〇（一四七九）年六月乙未条に、「金非衣。自捕刺伊島。患頭痛沈綿未瘳。至琉球國轉劇。國王知之。賜南蠻國藥酒。新伊四郎等見之。又以艾灸之。曲加救療。在舟中大小便時。四郎每使其從者扶執。恐其墜落船頭也。及到薩摩州。病乃愈」とあるように、かなり気を配っている様子がわかる。
(46) 須田牧子「朝鮮使節・漂流民の日本・琉球觀察」、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係四 倭寇と「日本国王」』（吉川弘文館、二〇一〇年）。二二八頁。
(47) 『実録』世祖一三（一四六七）年三月庚午条には「琉球國王。遣使獻鸚鵡」とだけ記述があり、世祖一三年七月丙子条には「琉球國王。遣僧同照東渾等。來獻鸚鵡大鷄胡椒犀角書籍沈香天竺酒等物」とある。
(48) この送還に関する記述は、『実録』中宗二五（一五三〇）年八月丙寅条、中宗二五年八月戊辰条、中宗二五年一〇月丁巳条、中宗二五年一〇月己未条、中宗二五年一〇月己未条、中宗二五年一〇月己未条、中宗二五年一〇月癸亥条、中宗二六（一五三二）年二月乙酉条、にある。
(49) 『実録』世祖七（一四六一）年二月戊辰条の咨文には「漂流人口事。照得貴國遞年。漂流人口。絡繹遣搭倭船送回。未知到彼虛的一とある。
(50) 前掲『中世日本の国際関係』一〇八—一〇九頁。
(51) 当時の様子を『海東諸国紀』には「地窄人多。以海舶行

商為業。西通南蠻中國。東通日本我國。日本南蠻商舶。亦集其國都海浦。國人為置肆浦邊互市」とある。また『実録』世祖八（一四六二）年二月辛巳条の漂流民の証言には、「商賈在沿江船舶處。日本女國之人。亦且來市」ともある。

（立教池袋中学校・高等学校兼任講師）